

3月28日

<2025年度3年生ガイダンス>

法学部法律学科

1 全体として

2年次までの取得単位が40単位未満のもの→フル単取得で90（卒業証明）は無理でも卒業単位124に届くギリギリの76単位以上を目指すことが至上命題です。

50単位前後のもの→90単位取得に全力を尽くす。

それ以上のもの→しっかりと必修単位や法学検定ベーシック・スタンダード等を合格する。

2 法学検定試験

（1）法学ベーシックスキル（必修科目）法学検定ベーシックコース

必修科目である「法学ベーシックスキル」の単位を取得していない学生は、3年生のうちにこの科目を取得することを優先してください。同時に11月末実施予定の法学検定試験ベーシックコースも必ず受験してください。繰り返しになりますが、「法学ベーシックスキル」は必修科目（その単位がないと卒業できない）です。

なお「法学ベーシックスキル」の単位取得、あるいは法学検定試験ベーシックコース合格との関係においては、エクステンションセンターの「法学検定ベーシック講座」が役に立ちます。「法学ベーシックスキル」の単位をまだ取得していない学生は、大学生協のカウンターに行ってこの対策講座に申し込んで勉強し、法学ベーシックスキルの単位取得に備えてください。

（2）法学検定試験スタンダード

法学検定試験スタンダード対策である「法学スタンダードスキル」に合格した場合は、「法学スタンダードスキル」の単位認定に使うことができますが、**4年次に履修する「卒業試験」の免除のために卒業試験の単位認定に使うこともできます。**（いずれか一方の科目のみとなり、両方の単位認定に使用することはできません）4年次の履修科目である「卒業試験」と「卒業論文」は、**どちらかの単位を修得することが必須**となっておりますので、単位認定にあたっては、後者の取り扱いをお勧めいたします。（**単位の申請時期・方法については、12月頃にご案内する予定です**）

法学検定試験スタンダードコースは「法学を専門的に学習する者が習得すべきレベル」です。このコースに合格できれば「大学でしっかり法学を学んだ」ことの客観的証明となり、就職活動の際に他社と差をつけるためのアピールポイントにすることもできます。また試験内容に専門科目が含まれている札幌市役所または国家公務員を目指す人にとってスタンダードコース合格のための勉強がきっと役立つでしょう。

＊「法学スタンダードスキル」は履修必修科目ですが、2年次～4年次のどこかで履修すればよいという扱いになっています。ただし、時間割上との兼ね合いで他の科目と重なる場合もありますので、2年次に「法学スタンダードスキル」を履修しなかった学生は今年度履修するようにしましょう。

3 資格取得

法学検定試験ベーシックはあくまでも法律学の学びのファースト・ステップであって到達点ではありません。エントリーシートや履歴書に自信をもって書くような資格ではありません。より上位の資格に挑戦してください。（その詳細は2023履修要綱273頁参照）

法学検定スタンダード・知的財産管理技能士・行政書士・社会保険労務士・宅地建物取引士、その中から①宅地建物取引士と②行政書士について少し触れておきます。

この二つの資格は従来から本学法学部生が在学中に取得することの多い資格ですのでやる気のある学生は進んで取得を目指してください。エクステンションセンターで講座も組まれています。

4 公務員対策講座

（1）行政職志望

公務員志望の学生は2年生から続けて、法学部の「公務員対策特別演習」を履修するだけでなく、エクステンションセンターのLEC 東京リーガルマインドの「公務員対策講座」

（3年次生対象）も受講することを強く勧めます。法学部の「公務員特別演習」は教養科目に限った基礎的な水準のものです。北海道庁、さらに専門試験のある札幌市役所、国家公務員を目指すのであれば、LECの対策講座を受講してください。

（2）警察志望

警察官を目指す学生は、必ず「行政学特論A」や「行政学特論C」を履修してください。また「エキスパートゼミナールB」は警察官志望者向けに特化した対策授業です。目標の進路に関連した授業を積極的に履修してください。

5 就職活動について

●キャリア支援課からのガイダンスでインターンシップの案内が出されると思いますが、積極的にインターンシップの申し込みをしましょう。就職活動について、何をすればよいかわからないといった疑問が生じたら、キャリア支援課に相談しましょう。

●SPI対策をしていますか？いまやSPIは民間企業ばかりではなく、公務員の一部でも導入されています。特に非言語分野は文系学生にとって早くから慣れておく必要がありますので、今のうちから対策をしておくことが非常に重要です。